

I 飼料自給率の向上

1 飼料自給率向上関連事業

飼料増産総合対策事業	1, 366 (1,470) 百万円
草地畜産基盤整備事業等	
農業農村整備事業	268, 928 (262, 733) 百万円の内数
農山漁村地域整備交付金	112, 211 (112, 828) 百万円の内数
産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成事業	
	2, 882 (2,271) 百万円の内数
強い農業づくり交付金	23, 385 (24,422) 百万円の内数

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲等を発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米等）、糠類（ふすま、米ぬか等）、油粕類（大豆油粕、なたね油粕等）、エコフィード等

牛等の草食性家畜には粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏にはほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料は、その大宗を海外から輸入しており、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により穀物の価格上昇や供給の不安定等が懸念されます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場等で発生する食品くずやスーパーの売残り食品等の食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上 26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の生産と利用の拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大の支援等により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立します。

(1) 草地生産性向上対策

草地における飼料作物の大幅な収量増を図るための草地改良及びその効果を最大限引き出すための新品種等の優良飼料作物種子の活用に向けた取組、飼料用米等における農薬残留試験等の安全確保のための取組、コントラクター等の飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証、地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化を支援します。

草地生産性向上対策	696 (610) 百万円
補助率：定額、1/2、1/3等	
事業実施主体：農業者集団、民間団体等	

[平成26年度予算の概要]

(2) 国産粗飼料増産対策

飼料収穫作業等の作業受託を開始するコントラクターに対し受託面積に応じた支援を行うとともに、コントラクターやTMRセンターによる青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用拡大等に対して支援します。

国産粗飼料増産対策 581(803)百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者集団、民間団体等

(3) エコフィード緊急増産対策

食品残さ等の分別方法の普及、食品残さ等の飼料化技術の確立、食品残さ等の飼料化事業者の技術向上、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

エコフィード緊急増産対策 89(57)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：農業者集団、民間団体等

※ 上記事業以外の飼料対策

○ 飼料基盤の整備

【草地畜産基盤整備事業等】

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料基盤の整備を支援します。

農業農村整備事業
268,928(262,733)百万円の内数(農村振興局計上)
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人
農山漁村地域整備交付金
112,211(112,828)百万円の内数(農村振興局計上)
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

○ 産地活性化総合対策事業のうち自給率向上に向けた飼料生産拡大の取組に対する支援 (総務課生産推進室計上)

国産粗飼料の生産性を向上させるため飼料生産拠点の育成や放牧の拡大等の取組を支援するとともに、これらの取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成事業
2,882(2,271)百万円の内数
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体

○ 強い農業づくり交付金 (総務課生産推進室計上)

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設、国産粗飼料や飼料用米の生産・調製・保管施設の整備等の取組を支援します。

強い農業づくり交付金
23,385(24,422)百万円
交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

2 飼料増産総合対策事業

(1) 草地生産性向上対策

【696(610)百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換や優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査、飼料用作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援します。

<背景/課題>

(飼料自給率の向上)

- ・新たな食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率を50%に向上させる目標を設定しており、この中で飼料作物については、単収の増加や作付面積の拡大により、粗飼料自給率を100%、飼料自給率を38%に向上することとしています。
- ・飼料作物の生産拡大のためには、草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進やその効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用、飼料用作物の安全確保等を推進することが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上 26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 高位生産草地等への転換

地域に適合した牧草等の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良の取組を支援します。 【補助率：1/3以内 等】

(2) 優良飼料作物種子の活用・飼料生産技術向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、新品種等の優良飼料作物種子の活用、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。 【補助率：定額】

(3) 飼料用作物種子の調整保管

飼料用作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。 【補助率：定額】

(4) 飼料用作物安全確保

飼料用米等に係る安全確保のための農薬残留試験、これらを給与した場合の畜産物中の残留試験等を実施します。 【補助率：定額】

(5) 自給飼料生産技術向上

飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料の生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証、地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化を支援します。 【補助率：定額、1/2以内】

2. 事業実施主体

- 農業者集団 ((1) の事業)
- 民間団体等 ((1) 以外の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課 (03-6744-2399)]

(2) 国産粗飼料増産対策

【581(803)百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率向上を進め、資源循環型で国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

(飼料生産組織等の育成)

- ・国産粗飼料の生産拡大を図るためには、飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産作業の受託による外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要です。
- ・コントラクターは、地域の畜産経営に欠かせない存在となっており、引き続き全国的にコントラクター等を育成して行くことが必要となっています。

(高栄養粗飼料の増産)

- ・輸入穀物等の価格高騰による畜産経営への影響を軽減するためには、栄養価の高い良質な粗飼料（青刈りとうもろこしやアルファルファ等）の生産拡大により、配合飼料の利用削減を促進することが重要です。
- ・栄養価の高い良質な粗飼料の作付・収穫・調製にかかるコストや労働負荷の軽減を図るためには、コントラクターやTMRセンターによる効率的な生産・供給体制を構築することが必要です。

政策目標

飼料自給率の向上 26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 飼料生産組織育成

コントラクターの育成を図るため、新たに作業受託を始めるコントラクターに対し、作業受託開始当初3年間に限り、受託面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額】

(2) 高栄養粗飼料増産対策

コントラクターやTMRセンターによる栄養価の高い良質な粗飼料の生産・利用拡大による配合飼料の軽減を図るため、青刈りとうもろこし等の高エネルギー飼料作物の前年からの拡大やアルファルファ等の高タンパク質なマメ科牧草の追播面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

農業者集団、民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399）]

(3) エコフィード緊急増産対策

【89（57）百万円】

対策のポイント

未だ活用されずに廃棄処分されている食品残さ等の飼料利用を推進します。

<背景／課題>

- ・食品残さ等を活用した飼料（エコフィード）の生産・利用は、食品リサイクルにおける資源の有効利用や食料・農業・農村基本計画に示された飼料自給率目標38%を達成する手段としてだけでなく、近年の輸入飼料原料価格が不安定な情勢において、畜産経営コストの多くを占める飼料費を削減する手段としても、重要性が高まっています。
- ・しかしながら、現在エコフィードに活用されずに廃棄処分されている食品残さ等は、分別の手間が必要であるなどの、利用性の低いものが多いため、これらの適切な処理によるエコフィードの生産・利用の推進を図る必要があります。

政策目標

飼料自給率の向上 26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 食品残さ等の適切な分別方法の普及

食品残さ等の分別マニュアルを作成し、食品産業を対象に飼料化のための分別方法を普及する取組を支援するとともに、分別の実施による食品産業のコスト分析を行う取組を支援します。

【補助率：定額】

(2) 地域未利用資源飼料化の確立

食品残さ等の飼料化を実現するために必要な実証試験の実施及び実証試験の結果等の情報を一元化して公開するためのシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

(3) 食品残さ等の飼料化技術の向上

食品残さ等の飼料化事業者を対象に、飼料として要求される安全性や品質の確保・改善が図られるよう、エコフィードの生産技術を向上させるための指導を支援します。

【補助率：定額】

(4) エコフィードの生産拡大

活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援します。

【補助率：定額、1／2】

2. 事業実施主体

農業者集団、民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745）]